

## スクリーニング評価におけるデフォルトの有害性クラスを適用する 一般化学物質の候補物質について

### 1. 生態影響に関する有害性データの信頼性評価

今年度のスクリーニング評価では暴露クラス 1~4 の物質について、「化審法における生態影響に関する有害性データの信頼性評価等について<sup>1</sup>(以下、『信頼性評価手法』と記載)」に従い生態影響に関する有害性データの収集及び信頼性確認を実施している。

信頼性評価手法に明記されている有害性データの収集範囲を以下に示す。

#### 3.1 詳細な信頼性評価を必要としない有害性データの収集範囲と信頼性評価

化審法審査済みの有害性データ（新規及び既存化学物質）

環境省（庁）等、国が実施した生態影響試験結果のうち、既に毒性値の信頼性評価がされているもの（生態リスク初期評価での信頼性が評価済みの有害性データ等）

農薬取締法 水産動植物登録保留基準設定に用いられた有害性データで、指定試験法の条件を満足するもの

米国環境保護庁（US EPA）Pesticide Ecotoxicity Database に登録された有害性データ

OECD SIDS レポート（SIDS Initial Assessment Report）で評価された有害性データ

欧州連合（EU）「IUCLID」（International Union Chemical Information Database）に登録された有害性データ

欧州連合（EU）ECHA（European Chemicals Agency）の Information on Registered Substances に登録された有害性データ

環境省 化学物質の環境リスク評価（生態リスク初期評価）で信頼性が評価された毒性値

EU ECB(European Chemicals Bureau) リスク評価書（EU Risk Assessment Report）で信頼性が評価された有害性データ

（独）製品評価技術基盤機構 化学物質の初期リスク評価書又は化学物質有害性評価書に採用された有害性データ

欧州産業界 ECETOC の水生生物毒性データベース( ECETOC Aquatic Toxicity :EAT ) に登録された有害性データ

WHO/IPCS 環境保健クライテリア（EHC）に採用された有害性データ

WHO/IPCS 国際簡潔評価文書（CICAD）に採用された有害性データ

<sup>1</sup>化審法における生態影響に関する有害性データの信頼性評価等について(平成 23 年 9 月 15 日):

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/ra/reliability\\_criteria04.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/reliability_criteria04.pdf)

Japan チャレンジプログラムで取得された有害性データ

### 3.2 詳細な信頼性評価を必要とする有害性データの収集範囲と信頼性評価

事業者から報告された有害性データ（実測又は学術論文等の有害性データ）

3.1 に該当するデータを除く。

国内外の政府機関等で生態影響試験が実施されているが、信頼性評価が行われていない

- ・ 環境省生態影響試験事業で信頼性の確認がされていない有害性データ
- ・ 濃縮度試験予備試験での有害性データ
- ・ 既存点検で審査が実施されていない有害性データ

国内外の政府機関等から有害性データは公表されているが、信頼性評価が行われていない又は行われているか不明

- ・ カナダ環境省/保健省 Assessment Report Environment Canada： Priority Substance Assessment Reports（優先物質評価報告書）
- ・ Australia NICNAS Priority Existing Chemical Assessment Reports
- ・ WHO/FAO Pesticide Data Sheets（PDSs）
- ・ BUA Report

以下の生態毒性データベース等から得られる学術論文等での有害性データ

- ・ US EPA 生態毒性データベース「AQUIRE」( AQUatic toxicity Information REtrieval )
- ・ OECD QSAR Toolbox に含まれる生態毒性データベース（Aquatic OASIS）

有害性データが得られた場合、信頼性評価手法に従い試験法、生物種等を確認した上で、有害性データの信頼性を以下の4ランクに区分する。このうち、信頼性ランク1又はランク2とされた毒性値はPNEC値算出のキースタディの候補とし、スクリーニング評価に用いられる。

#### 【ランク1 信頼性あり（制限なし）】

- ・ 指定試験法を用いて、GLP（Good Laboratory Practice、優良試験所基準）に従って試験が実施されている。

かつ

- ・ 被験物質に関する情報（純度、成分等）が明記されており、含まれている不純物等の成分は毒性に影響しないと考えられる。被験物質の純度が95%以上であれば、不純物等の成分は毒性に影響を与えないとみなす。

#### 【ランク2 信頼性あり（制限付き）】

- ・ 指定試験法からの逸脱や不明な点が若干あるが、総合的に判断して信頼性がある。

かつ

- ・ 被験物質に関する情報（純度、成分等）が明記されており、含まれている不純物等

の成分は毒性に影響しないと考えられる。被験物質の純度が95%以上であれば、不純物等の成分は毒性に影響を与えないとみなす。

**【ランク3 信頼性なし】**

・ 試験方法は指定試験法からの逸脱が著しく、指定試験法への適合性が判断できない。  
または

・ 被験物質に関する情報（純度、成分等）が明記されているが、不純物が毒性値に影響している可能性が否定できない。

**【ランク4 評価不能】**

・ 試験方法に不明な点が多く、指定試験法への適合性が判断できない。

または

・ 被験物質に関する情報（純度、成分等）が明記されておらず、その妥当性が判断できない。

## 2. 信頼性評価の結果

平成 29 年度暴露クラス 1～4 の一般化学物質、及び人健康のみに係る優先評価化学物質(以下で片側優先物質という)について、暴露クラスが大きい物質から基本的には CAS 番号を用いて有害性データを収集し、得られたデータの信頼性評価を実施している。

信頼性評価手法に示す有害性データの収集範囲を検索したが有害性データが得られなかった物質は、一般化学物質では 125 物質、片側優先物質では 1 物質あった。

さらに、有害性データは得られているが信頼性が低く、結果として有害性クラスを付与するに足るデータが得られない物質は、一般化学物質で 31 物質あった。

## 3. 今年度のスクリーニング評価においてデフォルト適用を保留する物質

スクリーニング評価手法の検討を要する物質(表 1 (1)～(7)の何れかに該当する物質)については、昨年度はデフォルト適用を保留したが、今年度は、このうちの(1)に該当する一部の物質については保留とせず、デフォルト適用の検討を行うこととする。(2)～(7)に該当する物質については今年度も引き続きデフォルト適用を保留し、別途検討の上で次年度以降に評価を実施する。

表 1 今年度の検討におけるデフォルト適用保留要件への対応(案)

条件	理由・今後の方針
(1)「評価単位の検討対象」に該当する物質* (ポリオキシアルキレン類、脂肪酸由来の化学物質等)	平成 26 年度第 149 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会(平成 26 年 11 月 28 日開催)でスクリーニング評価の評価単位について審議が行われたが、そのうちの有害性情報が得られていない(ポリオキシエチレンモノアルキル(又はアルケニル)(C16～18)エーテル(数平均分子量が1,000未満のものに限る。))については、今年度、デフォルト適用の検討を行う。
(2) 単一構造でない物質「混合物」 (石油由来の炭化水素類、重合物等)	取扱いの方針を検討しているところであるため方針が定まった時点でデフォルト適用の必要性を検討
(3)「天然物又はその一部を修飾したもの」に該当する物質	
(4)「無機金属塩類」に該当する物質	
(5) 一般環境下において「ガス状」の物質	
(6) 環境中で速やかに変化する物質 (生分解を除く)	

(7)「既知見等」に該当する物質	基本的には優先評価化学物質に該当しないものとしているため(平成26年度3省合同審議会)、当面デフォルト適用を保留
------------------	--

\*化審法のスクリーニング評価に関する検討会において評価単位の検討が実施された物質等

#### 4. デフォルト適用候補物資選定のための具体的手順及び結果

今年度デフォルト適用の検討を行う157物質について、以下に示すフローに従い、デフォルト適用となる物質を選定した。

その結果、8物質が今年度の検討におけるデフォルト適用候補となった。

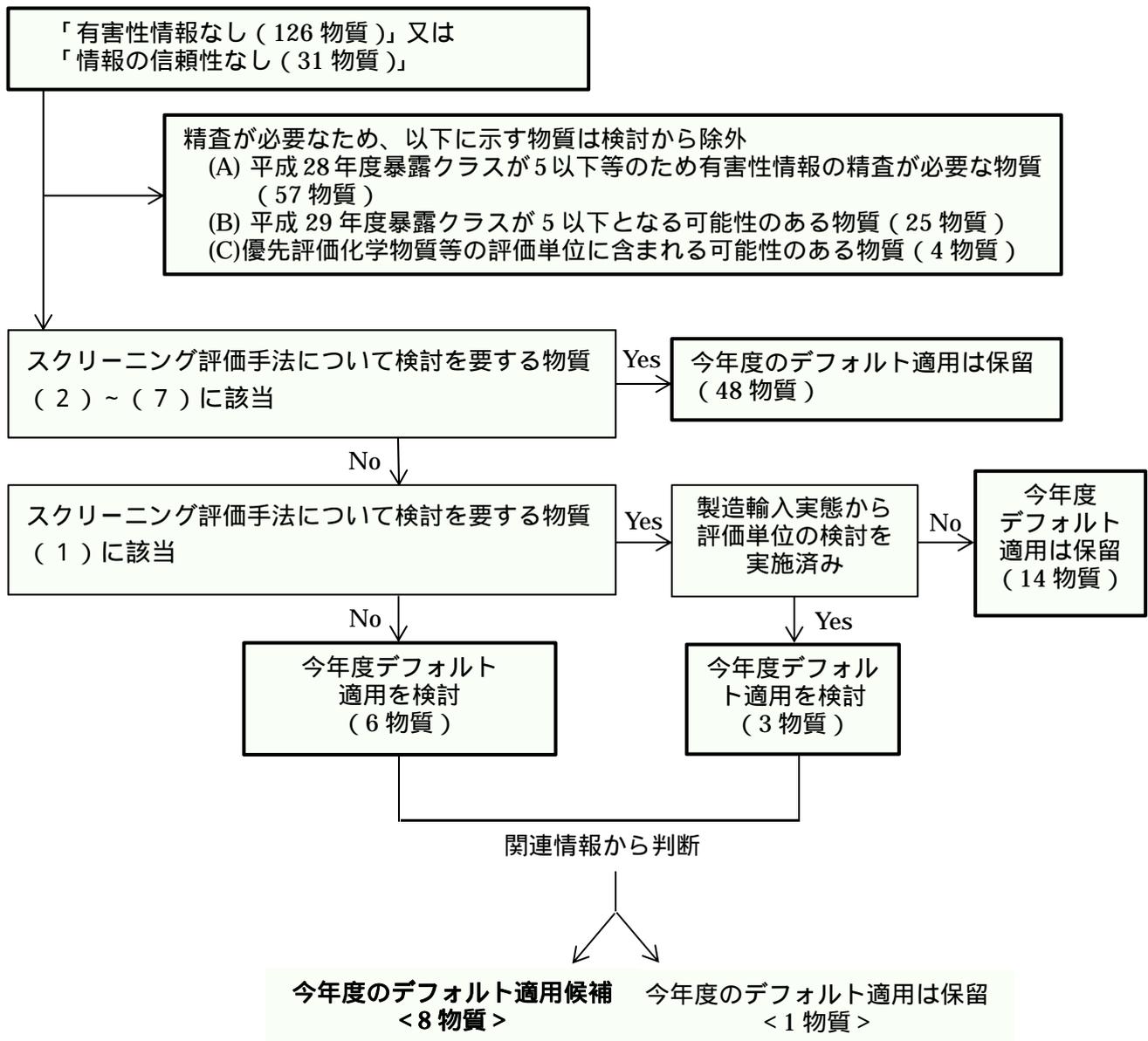


図1 今年度デフォルト適用の候補となる物質の選定フロー

表2 平成29年度デフォルト適用候補となる物質(8物質)

番号	CAS番号	名称	構造 <sup>*1</sup>	平成29年度暴露クラス(生態)		参考: QSAR予測結果			
				難分解性 または 分解性不明	易分解性	ECOSAR <sup>*2</sup>		KATE <sup>*3</sup>	
						甲殻類急性 (mg/L)	魚類急性 (mg/L)	甲殻類急性 (mg/L)	魚類急性 (mg/L)
1	26635-75-6	Poly(oxy-1,2-ethanediyl), alpha-[2-[(1- octadecyl)amino]ethyl]- omega-hydroxy-		3	4	12.3	17.5	8.6	21
2	33839-64-9	ナトリウムα-(カルボキシ ラトメチル)-ω-(ドデカ ン-1-イルオキシ)ポリ(オキ シエチレン)		3	4	判定不能	判定不能	構造×	構造×
3	98-00-0	フルフリルアルコール		4	4	489	697	構造×	440
4	3164-85-0	カリウム=2-エチルヘキサノ アート		4	4	判定不能	判定不能	41	45
5	68920-66-1	Alcohols, C16-18 and C18- unsatd., ethoxylated		4	4	logP×	logP×	3.4 (水溶解度のた め使用不可)	2.1 (水溶解度のた め使用不可)
6	68439-49-6	Alcohols, C16-18 ethoxylated		3	4	QSAR予測せず	QSAR予測せず	QSAR予測せず	QSAR予測せず
7	9005-00-9	Poly(oxy-1,2-ethanediyl), alpha-octadecyl-, omega- hydroxy-		4	5	QSAR予測せず	QSAR予測せず	QSAR予測せず	QSAR予測せず
8	78-23-9	3-ヒドロキシ-2,2-ピ ス(ヒドロキシメチル)プロピ ルステアラート		3	3	logP×	logP×	logP×	logP×

\*1 出典: 物質番号 1,2,7 以外は、NITE-CHRIP

\*2 ECOSAR v1.11 により算出。魚類エンドポイント: Fish 96h LC50、甲殻類エンドポイント: Daphnid 48h LC50、logP は KowWin v1.68 を使用。

\*3 KATE on NET により算出。魚類エンドポイント: Fish 96h LC50、甲殻類エンドポイント: Daphnid 48h EC50、logP は KowWin v1.68 を使用。